



2004年8月 No.442

京都の福祉

発行 京都府社会福祉協議会

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375

TEL 075-252-6291 FAX 075-252-6310

発行人 大槻 明司

http://www.kyoshakyo.or.jp

主な記事

- 1面…もえくさ
- 2面…成年後見制度支援シンポジウム [報告]
- 4面…福井県豪雨災害に関する支援活動について
- 5面…近畿児童養護施設研究協議会 [報告]
- 6面…きばってます～市町村社協の活動紹介
- 7面…書籍紹介
- 8面…ぷらっとホーム 福留志なさん(綾部市在住)



久多の友禅菊咲く

もえくさ

紀元前七七六年古代ギリシャのオリンピアでは、最高神ゼウスに捧げるため、ギリシャ全土から若者を集め、陸上競技やレスリングなどのスポーツの祭典が行われ、古代オリンピックがスタートした。

当時、女性は選手として参加する事も、見る事も許されずグラウンドでは全裸の男達が優勝者に与えられる月桂樹の冠を目指して戦った。

以来、四年毎に開催され一〇〇年以上続けられたが、紀元後三九三年ローマ帝国のキリスト教以外の神を認めないという異教禁止令によって古代オリンピックは廃止となった。

時はめぐり、十九世紀末、フランス人クーベルタン男爵は、古代オリンピックを復活させ、世界の若者が参加する国際的なスポーツ祭典を開催しようとしてIOCを組織し苦難の末、一八九六年古代オリンピック発生の地ギリシャのアテネで第一回近代オリンピックが開催されることになった。参加選手はわずか二四五人であった。

その第一回大会が行われたアテネで二万人以上の若者が集い、第二十八回大会が開催される。

近代オリンピックは、過去二度の世界戦争によって三回中止となっている。

オリンピック憲章はその理念を「スポーツを通じた青少年の教育によって体、精神、心のバランスが取れた健全な人間と、人間の尊厳を守る平和な社会を作る」とされている。

古代オリンピックが行われていたオリンピック開催中は、武器を放棄することが約束され、守られてきた。今年のアテネオリンピックはこの故事にならって地球上から戦火が消え、かなしいニュースを目にすることなく選手たちの活躍を応援したいものである。

来月は、引き続き行われるパラリンピックの選手の活躍にも声援を送りたいと思っている。

成年後見制度をより利用しやすくするために

成年後見制度をより利用しやすくするためのあり方を考えるシンポジウムが七月十日、法律や福祉関係十四団体による実行委員会の主催によりハートピア京都で開催されました。

このシンポジウムでは成年後見制度の利用にあたっての課題を明らかにするとともに、利用を促進するための方策について話し合われました。

成年後見制度を巡る課題

制度利用をすすめるための 手立てをさぐる

基調報告した加藤英範氏（京都弁護士会

高齢者・障害者支援センター前委員長）は成年後見制度をめぐる課題について次のとおり報告しました。

「成年後見制度は重度の痴呆や知的障害などの方の自己決定を支える仕組みです。本来は多くの高齢者や障害者が利用できるものでなければなりません。しかし平成十五年度の申立て件数は一万七〇八六件で制度発足時に比べて二倍になりました。多いとは言えません。その理由としては、介護保険制度でも支援費制度でも本人の判断能力が不

十分な場合は、家族等が本人のためにサービス事業者と契約してもよいことや、申立てに必要な費用が高く、手続きも難しいことなどが挙げられます。このシンポジウムでは制度の利用を進めるために私たちができる手立てについて考えたいと思います。」

費用負担や手続きに 課題を残している

井上博隆氏（京都弁護士会 高齢者・障害者支援センター副委員長）をコーディネーターに行われたシンポジウムで、小国里恵氏（京都市社協）は地域福祉権利擁護事業の専門員の立場から、「地域福祉権利擁護事業の利用者の契約能力が低下した場合に、成年後見制度の利用を検討することになります。しかし、京都市では利用者の六割が生活保護を受給されているなど低所得の利用者が多く、申立て費用や報酬が支払えないことが考えられます。また、身寄りのない利用者や親族があっても経済的な虐待を受けているなどの利用者の場合は申立て人がいないという問題もあります。」と問題提起しました。

成年後見人を受任している立場から報告した小林千草氏（NPO法人「たよりになる輪」）は「家族が申立て費用や鑑定費用が出せないため後見人候補者が立て替えた

もありました。」と実際の利用にあたっての課題を提起しました。

宮部正弘氏（京都心身障害児者親の会協議会理事）は知的障害者の親の立場から次のように話しました。「制度の必要性についての理解は広がっています。しかし福祉サービスを利用する場合でも、本人が信頼する者であれば、本人に代わってサービス事業者と契約できるため、成年後見制度の必要性はあまり感じません。手続きや費用負担などの面でも使いにくいと感じます。親なき後の問題については、知らない人に頼むのではなく、信頼している福祉施設に生活支援も金銭管理もお願いしたいのが親の実感です。身近な地域に、手続きの支援や成年後見人等を引き受ける機関があるとよいと思います。」

マスコミの立場から成年後見制度に関連した取り組みを報告した河部光男氏（京都新聞）は、「オーストラリアやカリフォルニアでは公的財政的支援による後見制度がありますし、日本でも大阪や福岡、仙台、島根などで関係者がネットワークを組んで相談や問題解決の仕組みをつくっているとありますがあります。こうした先行事例を参考に京都での取り組みを考えていけばよいのではないのでしょうか。」と提案しました。



法定後見制度の利用に必要な費用

<p>■申立てにかかる費用</p>	<p>申立て手数料 1件につき800円の収入印紙 登記手数料 4,000円の登記印紙 郵便切手 3,430円 診断書 1万円程度 その他、戸籍謄本や成年後見登記事項証明書などを準備する費用</p>
<p>■審判手続きにかかる費用</p>	<p>鑑定料 3万円～25万円程度 (平均10万円程度) ※保助開始の申立てには、原則として鑑定は必要なし</p>
<p>■後見開始後にかかる費用</p>	<p>▶成年後見人等、成年後見監督人等への報酬 後見事務の内容と本人の財産状態などを考慮して家庭裁判所が決定 月額1万円～8万円程度 ▶成年後見人等が活動する際に必要な経費 交通費、通信費、各種証明書料などの実費</p>

この基金は、申立ての費用がなく、かつ市町村長申立てができない場合に申立てる人に費用を助

した公的な支援制度が定着するまでには時間がかかることから、このシンポジウムでは当面の緊急的な対応として成年後見助成基金の第一次案が提案されました。

そこで経済的な理由によって成年後見制度が利用できないことがないよう、厚生労働省は申立て費用や成年後見人等の報酬を公費で補助する成年後見制度利用支援事業を平成十三年度にスタートさせました。

しかし、この事業は市町村が選択して実施するメニュー事業のため、実施している市町村でも成年後見人等への報酬を助成対象にしているところは少ないのが現状です。今後はすべての市町村にこの事業が広がることを望まれます。

成年後見助成基金の創設を

一方、こうして公的な支援制度が定着するまでには時間がかかることから、このシンポジウムでは当面の緊急的な対応として成年後見助成基金の第一次案が提案されました。

利用しやすい制度とするために
公的な支援の広がりに期待

働かざる者食てべし。成年後見人等の報酬が負担できない利用者には報酬の一部を助成しようとするものです。基金は二千万円を目標に一般市民や企業などから寄付を募ることを提案しています。

成したり、成年後見人等の報酬が負担できない利用者には報酬の一部を助成しようとするものです。基金は二千万円を目標に一般市民や企業などから寄付を募ることを提案しています。

成年後見制度は高齢者や障害者の自己決定をサポートする制度のひとつです。必要な人が安心して成年後見制度を利用できるように支援する仕組みづくりが急がれます。

文責(事務局)

全国社会福祉協議会

しせつの損害補償

社会福祉施設総合損害補償



●お問い合わせ先(この制度の詳細は別にご案内しているパンフレットでご確認下さい。)

取扱代理店 **福祉保険サービス** <http://www.fukushihoken.co.jp>
 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル TEL.03-3581-4667

引受保険会社 (株)損害保険ジャパン(幹事)、日本興亜損害保険(株)、エース損害保険(株)、東京海上火災保険(株)
 (AF-04-000104 2004.4.12)

福井県豪雨災害に関する 支援活動について

【広域的な情報発信と連携、現地支援】

七月十八日（日）に福井県で記録的な集中豪雨が発生し、多大な被害がありました。京都府社会福祉協議会（以下、「府社協」という）では、祝日あけの七月二十日（火）に、「災害ボランティア情報第一号」を発行し、市町村社協に向けて、災害支援に関する情報を発信しました。「災害ボランティア情報」は、八月三日の最終号まで九回発行し、時々の支援活動を伝えてきました。

七月二十一日（水）には、京都市社協の福祉ボランティアセンターと対策会議を持ち、二十四日（土）から三日間程度、合同で先遣隊を派遣できないか、福井県社協との情報交換を軸にして、それぞれの組織で

検討を行うこととしました。

府社協内で検討した結果、四名の役職員を七月二十四日（土）・二十五日（日）の両日、福井県の現地災害ボランティアセンターへ派遣することとしました。

その際、現地での支援活動に必要なタオルの提供をハートピア京都内の入居団体や京都府庁に呼びかけました。また、府社協内で職員有志による義援金を募るとともに、七月二十二日の丹波ブロック社協活動総合推進会議、二十三日の丹後ブロック社協活動総合推進会議の席上でも、義援金を訴えました。集まったタオルや義援金は、現地へ支援に行く際に、他の支援物資等と一緒に福井県社協へ持参しました。

現地へ派遣した職員の報告をもとに、七月二十六日（月）に府社協対策会議を持ち、七月二十九日（水）から八月二日（月）まで、毎日、現地災害ボランティアセンターへ職員を派遣することとしました。あわせて、市町村社協へも、現地支援のお願いを発信しました。

現地での復旧作業が予想以上に早く進んだため、七月二十九日（水）から七月三十一日（土）まで九名の職員を派遣した時点で、府社協からの職員派遣を終了しました。

七月二十八日（水）には、府社協、京都市社協、ユース21、きょうとNPOセンターの四者で対策会議を開催しました。また、同日の近畿ブロック地域福祉担当部長会議でも、対策を協議するなど社協間や関係団体との連携がすすみました。



【市町村社協から迅速な支援展開】

宇治市社協では、府社協が呼びかけるより早い七月二十三日（金）に、ボランティアを公募して、役職員とボランティア、計三十名が支援活動を行いました。

また、府社協が呼びかけた支援要請に応じて、七月十九日（木）から二十一日（土）まで、向日市社協、長岡京市社協、大山崎町社協、八幡市社協、宇治田原町社協、京田辺市社協、加茂町社協、園部町社協、綾部市社協、京丹後市社協の十社協から四十六名が支援活動を行いました。

現地での復旧作業に区切りがついたため、京都府内からの支援活動は、七月三十一日（土）をもって終了いたしました。久御山町社協、亀岡市社協、宮津市社協、山城町社協、木津町社協、和束町社協、宇治市社協、城陽市社協、美山町社協、八木町社

協、丹波町社協、和知町社協、瑞穂町社協の十三社協でも、八月一日以降の支援活動が予定されていました。

その他、義援金募集の取り組みや、支援物資を送る取り組みが行われました。

【府社協の取り組みとして見えた課題】

災害時に、必要な情報を素早く正確に入手し、広域的に発信していくことが大切だということあらためて確認できました。今回の災害支援では、担当者を配置して、「災害ボランティア情報」の発行をすすめました。

また、なるべく早い段階で、現地に先遣隊を送り情報を収集するとともに、現地社協と協働して、支援の呼びかけを行うことも大切にすべき経験でした。府社協の呼びかけに応え、今回は六割の市町村社協が支援を実施、または予定しました。しかし、現地での受け入れ体制等の関係で、日によって十分な支援活動を調整できなかったときもあり、日々変化する現地の状況をリアルタイムに把握しながら、継続的に支援していくコーディネートのあり方が今後の課題です。

さらに、今回の支援では、府社協が単独で行動するだけでなく、府内市町村社協はもちろんのこと、京都市社協はじめ近畿の市町村社協、ユース21やきょうとNPOセンターなどの関係団体とも連携しながら、支援活動を展開しました。こうした災害支援におけるネットワークの広がりを大切に、今後は、より具体的な役割分担等についても検討を加えていく必要があります。

去る平成十六年六月十七日から十八日の二日間、平成十六年度近畿児童養護施設研究協議会が宮津ロイヤルホテルにて開催されました。近畿各府県から集まった児童養護施設関係者を中心に、行政関係者、児童相談所関係者、民生児童委員関係者、教育関係者等の約二百名が参加し、盛大な大会となりました。

大会は、「次世代を担う子どもたちの社会的養護と児童養護施設のゆくえ」をテーマとして行われ、主なプログラムとして一日目には全国児童養護施設協議会（以下、「全養協」という）報告、シンポジウム、二日目にはパネルディスカッションが行われました。

児童養護施設をめぐる全国の動きについては、福島一雄氏（全養協会長）によって「新たな児童養護施設を指して」をテーマに全養協報告がなされました。

シンポジウムは、コーディネーターに野田正人氏（立命館大学教授）を迎え、安保千秋氏（京都弁護士会）、山口吉勝氏（京都市児童相談所所長）、北条正治氏（遙学園法人事務局長兼総合施設長）らシンポジ



近畿児童養護施設研究協議会in 宮津ロイヤルホテル
平成16年6月17日～18日

ストの報告と発題を受けて、大会テーマにそつての議論が交わされました。

「子どもたちの自立支援をめざして」をテーマに開かれた二日目のパネルディスカッションでは、施設で暮らす子どもたちが親に対する疑問や自責の念などの複雑な思いを抱えながら、自らの生い立ちと環境に向かい合い、自分の人生、自分らしさを探っていく、その過程こそが自立であり、

また、子どもたちが歩む段階ごとに発揮される「力」を育むのが施設職員役割だというポイントが浮かびあがってきた。

二日間の日程を通して、子どもたちにまずは自分の人生だと気づかせることが自立支援のはじまりであり、そして子どもの自己実現の権利

を大切に、安定・安全な生活を保障するという児童養護施設の重要な役割が確認されました。児童虐待や子育て機能の低下等多種多様な課題に対応する児童養護施設の人材が、これからの方について、参加者一人一人がじっくり考えることができた大会となりました。

文責（事務局）

第27回近畿ブロックホームヘルパー研修会が京都で開催されます

平成12年度より施行された介護保険制度は、施行後5年を目処に制度全般を見直す方向で検討が進められています。検討の中では、障害児・者に対する福祉サービスと介護保険制度との統合が議論されるなど、介護保険制度利用者やサービスを提供する事業者にとって大きな影響を与えることが予想されます。

こうした情勢を踏まえ、今年度の研修会では、介護保険制度施行後5年を振り返りながら、ホームヘルパーが果たしてきた役割と実績を明らかにするとともに、来年度の制度見直しに向けて、大切にすべき視点や今後の課題について協議します。

- 1、テーマ 「平成17年度の介護保険制度の見直しに向けて～訪問介護員は何をしなければならないか？～」
- 2、日時 平成16年9月28日（火）10:00～16:30
- 3、会場 京都府民総合交流プラザ（京都テルサ）ホール
- 4、参加対象 近畿ブロックホームヘルパー連絡協議会会員
その他近畿各府県のホームヘルパー関係者等（定員250名）
- 5、参加会員 3,000円 非会員5,000円

6、内容

10:00～10:30	受付
10:30～10:45	開会・オリエンテーション
10:45～12:00	情勢報告「介護保険制度をめぐる動向と課題」 講師：全国社会福祉協議会 地域福祉部
12:00～13:00	昼食・休憩
13:00～16:15	シンポジウム 「介護保険制度の見直しに向けて ～訪問介護現場からの発信～」 ■シンポジスト 【ホームヘルパーの立場から】 ヘルパーステーションホース 管理者 島由佳子氏（和歌山県） 【ケアマネジャーの立場から】 河内長野市社会福祉協議会 在宅福祉係主任 平岩明美氏（大阪府） 【当事者の立場から】 呆け老人を抱える家族の会京都支部 代表 荒綱清和氏（京都府） ■コーディネーター 株式会社 千早ティール・スリー ケアプラン・コンサルタント 松本博規氏
16:15～16:30	アンケート記入
16:30	閉会

●お問合せ先 京都府ホームヘルパー連絡協議会事務局（京都府社協 地域福祉・ボランティア振興課）
tel：075-252-6294 fax：075-252-6310

きばってます!



～市町村社会福祉協議会の活動紹介～

■井手町社会福祉協議会 「生き生きふれあいサロン」

〔実施日〕平成十六年七月二十一日(水)
〔会場〕井手町立老人福祉センター 玉泉苑
〔実施主体〕井手町社会福祉協議会
〔参加対象・人数〕六十歳以上の方及び障害のある方 四十九名
〔事業の目的〕
・老人福祉センターの活性化
・高齢者の方が孤立することがないように、たくさんの方が集まる場に参加して、交流してもらおう。また、楽しみにしてもらおうことで生活にはりを持たせる。



〔事業の概要〕
毎月一回ボランティアの協力を得て開催しているサロンです。七月は「Young Soul」ヤング・ソールにコンサートを開いてもらいました。「Young Soul」ヤング・ソール

「ル」は男声四部合唱団「同志社リーダー・クラウン」の元メンバーで、およそ半世紀ぶりにカルテットを結成し、福祉関係施設や小学校などで演奏活動をしているグループです。コンサートは、男声四部合唱・器楽演奏(尺八・ハーモニカ・ウクレレ)・合奏の三部に分かれており、参加者は息の合った歌声や演奏を聴き、手をたたいたり、知っている歌があると一緒に口ずさんだりして楽しみました。今回は、生の歌声・演奏が聴けるとあって障害者福祉施設や老人福祉施設などからも参加がありました。

■大江町社会福祉協議会

〔平成十六年度 家族でボランティア体験事業「レッツ チャレンジ! みんなでたのしくワク・ワク体験二〇〇四」〕

〔実施日〕平成十六年七月二十四日(土)
〔会場〕大江町老人福祉センター「舟越会館」
〔実施主体〕大江町社会福祉協議会
〔参加対象・人数〕大江町内在住の小学生の親と子または祖父母と孫 三十二名
〔事業の目的〕
家族で、ものを作りだす喜び、人とふれあう喜び、地域を知る喜びを感じる機会を通して、家族の絆を深め、また、参加した家族間、家族と指導者(地域の方)との交流を図り、地域のつながりづくりのきっかけとするとともに、ボランティア活動に対する理解や広がりとなることを目的とする。



〔事業の概要〕
講座の企画段階から、当日の技術指導に至るまで、四名の地域住民(指導者)の方の全面的な協力を得て、「U字溝でベンチづくり」「リサイクル部門(紙すきハガキ・ペットボトルロケット)」「竹部門(竹うま・竹てっぽう・竹ブランチの作成)」に取り組みました。親子で服を濡らしながら一生懸命に作った紙すきハガキは、「ふれあい郵便」として町内のひとり暮らしのお年寄へ送ることにしています。U字溝のベンチには、クワガタやお花など参加したみんなの思い思いの絵が描かれ、世界にひとつしかないステキなベンチになりました。現在、ベンチは社協の外にある木陰に設置しており、毎日、ゲートボールに来られる方の憩いの場となっています。

その他、講座で作成した竹うまに乗ったり、ペットボトルロケットを打ち上げたりと、講座終了後は、炎天下の中でしたが、大人も子どももみんな大喜びで楽しむことができました。参加した保護者のアンケートでは、「子どもが楽しそうだったり、難しそうだったりする様子がよく見えて良かった」「自分たちの出来ることから何でもいいのでボランティアに参加していきたいと感じました」という感想が聞かれました。家族の絆を強めるだけでなく、地域住民(指導者)・参加者の交流の場として、また子どもからお年よりまでの世代を越えた交流の場としてよい機会になったのではないかと思います。地域住民(指導者)の方、参加者が一体となり、暑さも忘れての楽しい半日となりました。

京都府若年者就業支援センターに福祉人材相談コーナーを開設

京都府の雇用情勢については、一部に明るい兆しが見られるようですが、失業率は依然として高く、特に若年層については、全国平均を上回り、新規学卒者の就職率も厳しい状況にあります。

京都府は、このような深刻な事態に対処するため、全国に先駆けて平成十五年八月「京都府若年者就業支援センター」を開設し、概ね三十歳未満の学卒未就職者や早期離職者、フリーター等を対象として、民間労使等関係機関との連携のもと、就職関連情報の提供や就業支援セミナー、キャリアカウンセリング等を実施してきました。

平成十六年度からは、就業意識の向上の取組や各種の人材育成のプログラムの開発・実証等に積極的に取り組む、京都の産業を担う人材の育成を行い、若年者の就業支援強化を図っております。

加えて、京都府としては、若年者に対する福祉分野への就業支援も大きな課題であると考えています。京都府社会福祉協議会では、このような京都府施策に協力するため、八月よりこの「京都府若年者就業支援センター」に、「福祉人材相談コーナー」を開設することになりました。

これは、京都府福祉人材・研修センターの福祉人材バンク事業のノウハウを活用し、福祉人材・研修センターのプラントとして、福祉職場への就業を希望される方々の相談を受け、福祉の職場に対する理解を深めていただくこととするものです。福祉職を希望される若年の方々が、このコーナーを有効に活用いただくことを期待しています。

〔場 所〕 京都市南区東九条下殿田町70
京都テルサ 西館3階
〔TEL〕 075-662-7686
〔福祉人材相談コーナー利用時間〕
午前9時から午後5時まで

書籍紹介

「社会福祉法人のための消費税」

(第一法規刊、税込価格三、一五〇円)



平成十五年度の消費税法改正により、平成十六年四月一日より、免税事業者となる課税売上高の上限が三〇〇万円から一〇〇〇万円に大幅に引き下げられるなど、社会福祉法人も大きな影響を受けることが予想されます。本書は、社会福祉法人会計に精通した著者により、豊富な事例を用いた詳細な解説とともに、各種の通知・通達を引用され、課税・非課税の判断根拠が理論的に説明されています。やや難解な部分もありますが、理解を深めたい実務担当者にはおすすすめです。

「社会福祉法人設立・運営ハンドブック(2003年版)」

(中央法規刊、税込価格四、七二五円)



従来、全社協より発行されていた「社会福祉法人の手引き」が絶版となりましたが、本書はその後継書とも言える内容です。社会福祉法人の法人運営に関する基礎的な事項や様式類がコンパクトにまとめられています。

いずれも京都府社協で販売しています。なお、郵送の場合は送料五〇〇円を別途いただきます。お支払いは配達時に商品と引き換えになります。

(申込：京都府社会福祉協議会 総務・企画課)

TEL 〇七五・二五一・六二九

みんなで奏でる家族の音色

「京都発!家族でボランティアガイドブック」を発行しました!



今、私たち府民を取り巻く生活環境は、物質的に豊かで便利な生活ができるようになった反面、都市化や核家族化の進行による人間関係の希薄化や、家庭の教育的機能の低下が懸念されています。

このような状況の中で、社会の一員であることを自覚しながら、より良い社会を形成する主体的な市民を育てるための手段として、ボランティア活動に大きな期待が寄せられています。

本会では、ボランティア活動に家族で参加することによって、家族の絆を深めるとともに、地域のつながりを再構築し、みんなが安心して暮らせるまちづくりを進めることを目的に、平成15年度より「家族でボランティア体験事業」を実施しています。

この度、「家族でボランティア体験事業」の取組みから明らかになった「家族でボランティア活動」の意義や効果をまとめ、報告書として「みんなで奏でる家族の音色 京都発!家族でボランティアガイドブック」を作成しましたので、そのポイントを紹介します。

◇ 事業実施によって期待される効果

<参加者にとっての効果>

各市町村社協では、社会福祉施設やボランティアグループ、当事者組織、地域住民との協働による講座が企画・実施され、講座の中で住民同士や家族間の「ふれあい・交流」が進められました。また、講座を通じて、地域の環境問題や街中のバリア、

独居高齢者の暮らしなど、さまざまな「課題を発見」するとともに、地域の自然や文化等、「地域の魅力や良さを発見」する機会となっています。さらに、講座では、車いすバスケットや昔の遊び体験、楽器演奏や絵手紙作りなど、遊びの要素を取り入れて、「ボランティア活動の楽しさを伝え、参加意欲を高める効果」を生み出しています。

<社協にとっての効果>

各市町村社協で実施された講座では、福祉ボランティアの枠を越え、文化・伝承や環境など幅広いテーマ設定により、これまで社協とは連携が進んでいなかった分野と「連携」が進んだり、「社協活動の新たな展開」につながっています。

さらに、給食サービスや見守り活動など、既存事業をうまく取り入れながら講座が実施されており、「社協(活動)を幅広い住民層に啓発する」良い機会となっています。

講座の中で実施したアンケートでは、子どもは小学生、大人は勤労者層の参加が多く見られ、「また参加したい」と答えた人の割合も7割を超えています。講座を通じて、ボランティア活動がより身近なものとなったほか、講座の中で新たな子どもの一面や親のあるべき姿を発見するなど、さまざまな効果が明らかになりました。さらに、家族のコミュニケーションや絆が深まり、人間関係の広がりや生きがいづくりにつながっています。

京都府社協では、こうした取組み実践を踏まえて、今年度も引き続き「家族でボランティア体験事業」を実施し、啓発パンフレットの作成や講座の開催等で、本事業を推進していく予定にしています。

ふらっとホーム

このシリーズでは、いま、キラキラ輝いているひとを紹介しています。



福留志なさんは、一九〇二年（明治三十五年）綾部生まれです。一九二二年から八年間、京都市役所近くの保育所で保育（保育士）として勤務。そこで宮崎県で教師をしていた経治さんと結婚。

二男一女に恵まれます。一九四二年、長崎の義兄夫婦に長男（七歳）と長女美奈子さん（六歳）を預け、仕事で赴任する夫と共に次男を連れて上海に渡ることになりました。

一九四五年八月九日長崎に原子爆弾投下。終戦の翌年一九四六年に志なさんはやっと日本に帰国。夫を上海で亡くし、帰国後、綾部に戻り長崎に原爆が落とされたこと、美奈子さんが死んだことを聞かされました。戦後は、二人の子どもを抱えながら、失業対策の仕事で道路の補修工事や公園の清掃作業等をして七十歳まで働き続けてこられました。

「自分の受けた悲しみや苦しみを他の人に味合

わせてはいけない」と平和の集会等にも参加。また戦争遺品展には、美奈子さんの死亡証明書や被爆証明書を出したりするなど協力を続けてこられました。

一九八八年、志なさん八十六歳の時、美奈子さんの最期の様子を描いた「悲

You are sure, You can! (きっとできる!)

～像をつくって終わるのではなく、そこから平和の輪を広げたい～

福留 志な さん

しき別れー茶毘」の絵の作者・松添博さんとの出会いがその後の大きな転機となります。当時十四歳だった松添さんは、自宅近くで二人の少女がふりそでを着て薄化粧をほどこした姿で茶毘に付される瞬間を目撃、この情景が忘れられず、二十九年後に一枚の絵として完成させました。その少女の一人が美奈子さんだとわかったのがこの年でした。

一九九〇年、長崎の原爆資料館を訪れ、絵の美奈子さんと対面。長崎への、鎮魂の旅でした。その夏から、娘の供養と二度と戦争が起らないように祈りを込めて千羽鶴を折り、その千羽鶴を広島へ修学旅行に出かける綾部中学の生徒に

毎年託されるようになります。一九九五年「折り鶴のおばあちゃん」志なさんの「娘の供養のために、小さなお地藏さんを建てたい」という願いを聞いた綾部の中・高校生が動き出します。中高生、父母、先生方、地域の人々が中心となり「長崎にふりそでの少女像をつくる会」（以下「会」）も

結成され、募金活動が始まり、願いを実現する運動の輪が綾部から全国に広がっていきました。集まった募金の額は目標をはるかに上回り、二人の少女が平和な大空を翔んでいるふりそでを着た「ブロンズ像」となりました。一九九六年春、長崎原爆資料館屋上庭園に「ふりそでの少女像」が建立され、夢がかなった志なさんと綾部の子ども達、活動に関わった方々、地元長崎市長も同席され、百名を超える人が集まり、除幕式が行われました。その除幕式から八年。今年の四月で福留志なさんは一〇二歳になりました。志なさんの自宅近くの公園では毎年「会」が中心となり「誕生会」も開かれています。今年も市内外から七十名近い方が集まったそうです。取材をさせていただいたこの日は、数日前から体調を少し崩しておられました。おかげです。「もう戦争なんかやめてほしい。」と話しておられました。

つい先日志なさんのもとへ募金活動にかかわっていた当時の中学生（現在二十四歳）がお見舞いに来たそうです。「像を造って終わるのではなく、そこから世界へ平和を考える輪を広げたい」と「会」の方々と共に、今も綾部の地から平和で幸せな世の中になるよう願い続けておられます。二〇〇五年は、広島・長崎の被爆から六十年。「平和」は「福祉」の基盤でもあります。世界から戦争や核兵器がなくなるまで、志なさんの平和への思いをしっかりと受け継いでいきたいと思えます。

ふりそでの少女像をつくる会

代表・四方修吉さん

事務局 電話0773・42・4170

(伊達順子さん宅)

「京都の福祉」へのご意見、感想、とりあげてほしいテーマなどお寄せください。

京都府社会福祉協議会

TEL: 075-252-6291

FAX: 075-252-6310

URL <http://www.kyoshakyo.or.jp>

(注. 従来のメールアドレスは、コンピュータウイルス対策のため廃止しました。本会へのご意見等は、上記URLの「お問合せフォーム」を通じてお寄せください。)